

( 様式 2 )

## 京丹後市農村環境計画の概要

### 1 趣旨について

京丹後市では、合併（平成 16 年 4 月）以後、旧 6 町において国の事業採択を受けた農業農村整備事業を引継ぎ、旧 6 町の農村環境計画、農村環境整備マスタープランに基づき「環境への配慮」を行ってきましたが、これらの事業が概ね完了しつつあります。

今後は、新食料・農業・農村基本法、土地改良法における「環境との調和への配慮」の基本原則を尊重しつつ、市の農村地域の特性に応じた多様な環境に配慮する指針とする京丹後市農村環境計画を策定し、市が新規に事業化を予定する農業農村整備事業において、自然景観、生物の生態系、歴史・文化、教育、高齢者等への配慮方策を検討・実施するものです。

### 2 目的・背景について

農業農村整備事業の実施において、平成 11 年改正の食料・農業・農村基本法では、「農業・農村の多面的機能の発揮」が重要視され、平成 13 年改正の土地改良法では、「環境との調和への配慮」が基本原則とされ、さらに、平成 17 年に見直された新食料・農業・農村基本法では、環境保全を重視した農業施策の展開が盛り込まれる等、農業・農地による多面的機能の発揮に配慮した農業振興が求められています。

また、これにより農業農村整備事業の事業採択段階において、環境への配慮の在り方が厳しく問われることになっています。

### 3 策定の手順について

本計画は、平成 17 年度に調査編、平成 18 年度に計画編とし、2 ヶ年で策定しました。策定に当っては、学識経験者等 8 名で構成する策定委員会 5 回、地域代表者 12 名で構成する策定協議会 4 回の審議、2 回の住民アンケートの実施、生物の専門家の意見等を参考とさせていただいています。

### 4 計画の内容について

#### (1) 環境保全の基本的な考え方

農村地域の環境保全の基本的な考え方は、地域の特性である豊かで美しい山・里・海の連続性、川・海の汚染防止、市民との交流・協働のまちづくりを重視し、次の 3 点としました。

- ・名勝地を有する海岸線、良好な水質を有する河川、ブナ林等を有する豊かな山林とをネットワークにより保全します。
- ・美しく豊かな里山・里地の持続と化学合成肥料・農薬の削減と有機農法の施用により環境にやさしい農業を推進します。
- ・農村人口の減少、高齢化の進行に対応するため、集落営農の確立、担い手育成・確保

を推進するとともに、非農家・NPO・地元企業等の参画による地域ぐるみで多様な農業・農村の環境保全を推進します。

## (2) 整備方針

市域を自然環境・社会環境・生産環境等地域特性に応じて平地・里山・山地の3ゾーンに区分し、それぞれに応じた整備をします。

### ・平地ゾーン

生物の移動経路の分断や生息・生育環境が縮小・消失しないよう生物のネットワークを確保します。

### ・里山ゾーン

里山ゾーンに多い畑地、谷地田に生息する生物の生息空間を確保するため、化学合成肥料・農薬の削減、有機肥料の施用等により環境負荷の低減を図ります。また、地域ぐるみによる農地の耕作放棄地、獣害対策のため間伐・下草刈を行い適切な里山の利用・管理を行います。

### ・山地ゾーン

豊かなブナ林等から生まれる清流の保全、人工林の適切な管理により濁水の防止等に努めるなど、山地・平地・海までの連続性を考慮した整備を行います。また、整備により発生する木材資源・間伐材の有効利用により循環型保全をめざします。

## (3) 具体的な環境配慮方策

### ア、ほ場整備における方策

- ・アベサンショウウオの生息地等多様な希少生物のための林地と水路との連続性を確保
- ・ドジョウ、メダカ等の魚類の水路における産卵場所、魚道の確保
- ・小動物の落下防止のための水路のスロープ設置
- ・ほ場法面の在来植物の保全
- ・生物の生息場所の確保のための水田の冬季湛水化

### イ、ため池整備における方策

- ・ため池とその周りを移動する小動物のためのスロープ確保
- ・ため池に下りる小動物用の進入路の確保
- ・水性植物、生物の生育・生息環境の確保
- ・ため池の流入水の水質保全

### ウ、農道整備における方策

- ・生物の移動経路の確保のための緑化推進
- ・鳥類の安全飛翔のための誘導植栽
- ・周辺環境になじむ工法の選定
- ・周辺環境にやさしい資材を使用した工法選定

### エ、水路整備における方策

- ・魚類等の休息・避難場所の確保のための緩流速場所の設置
- ・魚類等の生息場所の確保のための護岸工法の選定
- ・サンショウウオ、カエル等の水路と林地への容易な移動経路の確保
- ・小動物の落下防止のためのスロープ確保

### オ、歴史・文化における方策

- ・地域の歴史的行事・祭り等の文化に適応する事業計画づくり
- カ、教育における方策
- ・児童の棚田、赤米の田植え、稲刈り体験
  - ・生き物調査、魚等の引越し体験
- キ、高齢者に対する方策
- ・農地への進入路の緩勾配化
  - ・水路等への落下防止

## 5 計画策定期間

平成18年度中策定